

和歌山県立医科大学伏虎共同利用施設管理運営規程

制 定 令和3年3月29日和医大規程第91号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人和歌山県立医科大学組織運営規則（平成18年4月1日和医大規則第4号）第24条の2に定める伏虎研究機器施設、伏虎動物実験施設（以下併せて「伏虎共同利用施設」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(伏虎共同利用施設長)

第2条 伏虎共同利用施設の効率的な運営と有効利用を図るため、伏虎共同利用施設長（以下「施設長」という。）及び伏虎共同利用施設副施設長（以下「副施設長」という。）を置く。

2 施設長及び副施設長は、本学薬学部の教授のうちから学長が選任する。

3 施設長及び副施設長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期を超えることはできない。

(施設管理者)

第3条 施設長の職務を補助するため、各施設に次のとおり管理者を置く。

(1) 伏虎研究機器施設 施設長が選任する当該施設の教員（他の業務と兼任）

(2) 伏虎動物実験施設 施設長が選任する当該施設の教員（他の業務と兼任）

(伏虎共同利用施設管理運営委員会)

第4条 伏虎共同利用施設の管理及び運営について審議するため、伏虎共同利用施設管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 各施設の管理及び運営に関すること。

(2) 各施設の整備に関すること。

(3) 各施設の設備、機器等の利用に関すること。

(4) その他、必要と認めること。

(組織)

第6条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 施設長

(2) 副施設長

(3) 伏虎共同利用施設の各施設の管理者 2人

(4) 本学薬学部の教員 5人以内

(5) 薬学部事務室長

2 委員長は、施設長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、副施設長の職にある者をもって充てる。

4 第1項第4号に掲げる委員は、本学教員のうちから施設長の推薦により、学長が指名する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(任期)

第7条 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。また、任期途中で新たに委員を指名したときの委員の任期は、他の委員の在任期間と同じとする。ただし、任期中に委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(利用者負担)

第10条 伏虎共同利用施設の利用にあたり、利用者から負担額を徴収することができる。負担額については別に定める。

(運用部会)

第11条 委員会は、施設の効率的な運営を図るため、運用部会を置くことができる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、薬学部事務室において行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。